

2012年6月27日

マスミューチュアル生命
山形銀行を通じ、定額年金保険『悠々時間アドバンス』を販売開始
(正式名称:積立利率金利連動型年金(AⅡ型))



マスミューチュアル生命保険株式会社(本社:東京都江東区、代表取締役社長:溝口 賢典)は、株式会社山形銀行(本店:山形県山形市、取締役頭取 長谷川 吉茂)を通じ、2012年7月2日より、定額年金保険『悠々時間アドバンス』(正式名称:積立利率金利連動型年金(AⅡ型))の販売を開始します。

『悠々時間アドバンス』は、円建・定額の個人年金保険です。即時払年金等、年金受取方法に自在性があり、セカンドライフのための蓄えを生涯にわたって安心してお使いいただくための機能を重視して設計しています。

本商品の特徴

1. 積立金の増加が着実 ～ 固定利率による運用 ～

- 契約時の「積立利率」が、据置期間、年金受取期間の全期間にわたって適用されます。したがって、契約時に年金原資および年金額が確定するので、安定した将来設計が可能です。

2. 据置期間が自由 ～ 据置期間“0年”が可能 ～

- 据置期間は1年から10年まで、1年刻みで自由に設定いただけます。また、「即時払年金特則」を付加すれば据置期間が“0年”になり、年金受取が最短2ヵ月後*から可能です。
*年金の受取回数を年6回払または年12回払とした場合

3. 受取方法が自由 ～ 年12回の受取回数で、毎月の受取が可能 ～

- 年金種類は3種類。「確定年金」、「保証期間付終身年金」、「年金総額保証付終身年金」から選択できます。1年間の年金受取回数は、年1回、2回、4回、6回*、12回の5種類。
*年6回払の場合、1ヵ月間据え置いて奇数月ごとに受取ることも可能です。

主な取扱内容													
契約初期費用	一時払保険料の4%												
積立利率	年金の種類、据置期間、年金受取期間、契約時の年齢等に基づき定まる当社所定の期間に対応する日本国債の複利利回りの平均値(基準金利)に最大0.5%を増減させた範囲内で当社の定めた率から、契約の維持に必要な費用としての維持費率、死亡保障に必要な費用としての死亡保障費率を差し引いて設定 ※毎月2回設定し、契約日「1日～15日」「16日～末日」ごとに適用												
契約年齢 (被保険者の満年齢)	0歳～89歳 (ただし、年金総額保証付終身年金・保証期間付終身年金の場合、6歳から)												
一時払保険料/年金額	一時払保険料・年金額は下記の①②を満たす範囲内 ① 一時払保険料……200万円以上(1万円単位) ※ただし被保険者の契約年齢が70歳以上の場合、200万円以上5億円以下 ② 年金額……10万円以上3,000万円以下												
保険料払込方法	一時払のみ												
年金種類/据置期間 /年金受取開始年齢	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>据置期間*1</th> <th>年金受取開始年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定年金</td> <td>1年～10年</td> <td>1歳～90歳</td> </tr> <tr> <td>保証期間付終身年金</td> <td>0年*2～10年</td> <td>16歳～90歳</td> </tr> <tr> <td>年金総額保証付終身年金</td> <td>0年*2～10年</td> <td>16歳～90歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 据置期間の延長、短縮は不可 *2 年金の受取開始は最短で契約の2ヶ月後(据置期間0年(即時払年金特則付加)で年金の分割回数を年6回払または年12回払とした場合)</p>	年金種類	据置期間*1	年金受取開始年齢	確定年金	1年～10年	1歳～90歳	保証期間付終身年金	0年*2～10年	16歳～90歳	年金総額保証付終身年金	0年*2～10年	16歳～90歳
年金種類	据置期間*1	年金受取開始年齢											
確定年金	1年～10年	1歳～90歳											
保証期間付終身年金	0年*2～10年	16歳～90歳											
年金総額保証付終身年金	0年*2～10年	16歳～90歳											
年金の分割受取回数	<ul style="list-style-type: none"> 年金分割受取回数は、2回・4回・6回・12回払の中から選択可能 年6回払の場合、年金受取月を奇数月に設定可能 												
死亡給付金額	基本給付金額または被保険者が死亡した日における積立金相当額もしくは解約払戻金相当額のいずれか大きい金額												
市場価格調整(MVA)	据置期間中における解約(減額)、年金一括受取、または年金種類等の変更等の場合に適用												
クーリング・オフ制度	保険契約の申込者または契約者は、保険契約の申込日から起算して8日以内であれば、書面によりその保険契約の申込みの撤回または解除をすることができる												

<この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項>

市場リスクについて

この保険は積立金を一般勘定で管理し、マスマューチュアル生命所定の方法により計算された積立利率で運用される年金保険です。据置期間中の解約払戻金、年金受取期間中の年金の一括受取額、年金の種類等の変更等による変更後の年金原資等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失を生じるおそれがあります。

お客さまにご負担いただく費用について

- ご契約時の費用(ご契約の締結等に必要な費用)
契約初期費用として、一時払保険料の4%を一時払保険料から控除します。
- 据置期間・年金受取期間中の費用
契約初期費用以外に据置期間・年金受取期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

市場リスク以外で、次の場合には、お受取りになる金額が一時払保険料を下回ることがあります

- ご契約時にお申込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。
- 据置期間が短いご契約の場合、年金原資が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括受取をした場合、年金一括受取額とすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金受取開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額およびすでにお受取りいただいた総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

以 上

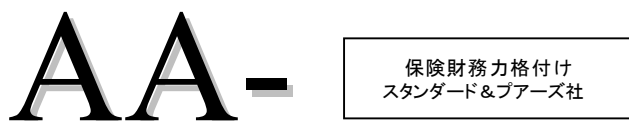
マスミューチュアル生命について

MassMutual Life Insurance Company

「マスミューチュアル生命」は、米国総合金融グループ「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」の一員です。

格付けについて

当社はスタンダード&プアーズ社(S&P)より保険財務力格付けにおいて「AA-」の評価を受けています。



※上記の格付けは2012年6月26日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。

マスミューチュアル生命の URL: www.massmutual.co.jp

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループについて

マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニー(米国マスミューチュアル)は、1851年創業の大手生命保険相互会社であり、会員及び利益配当付保険契約者のために運営されています。当社はその長い歴史にわたって健全な財務体質と好調な業績を維持しており、配当保証はしていませんが、1860年代以降、適格利益配当付保険契約者に対し毎年配当を実施してきました。米国マスミューチュアルでは、終身生命保険をベースとしつつ生命保険、障害者所得保険、長期介護保険、退職/401(k)プランニングサービス、年金保険などお客様の金融ニーズに合わせた商品を提供しています。さらに、拡大する当社の強力な金融専門家のネットワークにより、お客様が財産を長期的に管理される上での確かな決断を下されるよう助力しています。

「マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ」は、マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーならびにその関係会社および販売代理店を指すマーケティング・ネームです。米国マスミューチュアルはマサチューセッツ州スプリングフィールドに本拠を有しており、主要関係会社には、バブソン・キャピタル・マネジメント・LLC、その子会社であるコーナーストーン・リアルエステート・アドバイザーズ・LLC、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド、ザ・ファースト・マーカントイル・トラスト・カンパニー、マスミューチュアル・インターナショナル・LLC、MML・インベスターズ・サービス・インク、メンバーズFINRA & SIPC、オープンハイマー・ファンド・インク、ザ・マスミューチュアル・トラスト・カンパニー・FSBが含まれます。

マスミューチュアル・フィナンシャル・グループの URL: www.massmutual.com

マサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・インシュアランス・カンパニーの格付け



※上記の格付けは2012年6月26日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。